

平成29年（2017年）11月2日

適性試験管理委員会  
法科大学院協会  
公益財団法人日弁連法務研究財団  
公益社団法人商事法務研究会

『法科大学院全国統一適性試験について（お知らせ）』

次年度（平成30年度）の法科大学院全国統一適性試験について、以下のとおり決定いたしましたので公表します。

記

適性試験は、法科大学院制度創設時より法科大学院入学者選抜において利用されてきましたが、法科大学院をとりまく環境がますます厳しくなるなか、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会は、平成28年9月26日、入学者選抜試験における適性試験の利用を各法科大学院の任意とすることとして、翌平成29年2月13日に「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」をとりまとめ、適性試験を必須としない入学者選抜の在り方について指針を示しました。

このような状況を踏まえ、当委員会は適性試験の今後の在り方を検討するため、各法科大学院に対して今後の入学者選抜試験の態様につき調査を実施したところ、継続実施の要望はあるものの、現時点において、任意化された適性試験を利用して入学者選抜を行う予定とする法科大学院が少ないことから、平成30年度は適性試験を実施しないものとなりました。

なお、平成31年度以降については法科大学院をとりまく状況を考慮しながら、あらためて実施の可否を検討する予定です。

以上

○法科大学院全国統一適性試験

法科大学院における履修の前提となる「判断力」「思考力」「分析力」「表現力」に関する能力を測る試験。学部における専攻や専門性により有利・不利にならない問題で構成される。

法科大学院制度が開始された当初より、すべての法科大学院において出願の際に適性試験の成績の提出を義務づけられていた。

<お問い合わせ先>

適性試験管理委員会事務局

TEL 03(5614)6286